

令和3年9月7日

保護者の皆様へ

幸田町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について

日頃は、幸田町の教育に御理解、御協力いただき心より感謝申し上げます。

現在も大変厳しい状況が続いておりますが、今後も、校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願ひします。

さて、令和3年8月27日付けで文部科学省、令和3年9月2日付けで愛知県教育委員会より臨時休業に関する新たな基準が示されましたのでお知らせします。

今後、関係保健所と連携し、下記の基準に基づいて必要に応じ、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施してまいります。下記の基準を満たさないなど、陽性者が判明しても臨時休業を実施しない場合もあります。

また、陽性が判明した児童生徒に対する聞き取りや濃厚接触者の特定を保健所に代わって学校が直接行う場合がありますので、御理解と御協力いただきますようお願ひいたします。

1 臨時休業の判断基準

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた5～7日程度を目安）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 感染者が複数判明した場合（感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く）
 - ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④ その他、設置者で必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

2 児童生徒の急な下校

登校後に臨時休業を決定した場合、状況により次のようにする場合があります。その際は、学校からメール等にて連絡をします。

- ・小学校 保護者引き取りによる下校
- ・中学校 すみやかに自力で下校

3 改めてのお願い

- ・引き続き、お子様並びに御家族の健康に留意し、お子様や御家族に発熱等風邪の症状がある場合は登校を控えてください。
- ・気をつけていても感染してしまうことがあります。風評被害が生じないよう学校や個人の情報をSNS等で拡散したり、誹謗中傷したりすることは絶対にやめてください。